

国保だより

8月から『国民健康保険被保険者証』と『高齢受給者証』が 一体化となり新しくなります

国民健康保険に加入している方は、8月から被保険者証が新しくなります。

7月下旬に送付しますので、8月1日からは新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

また、すでに社会保険に加入されている方は、社会保険の被保険者証を持参の上、役場窓口で手続きをお願いします。

●国民健康保険高齢受給者…70歳から74歳の方で、後期高齢者医療の適用を受けていない方。

※現在お使いの有効期限が令和5年9月30日までの被保険者証につきましては、誤使用や詐欺被害を防ぐため、ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

※記載内容に誤りがあった際は、ご自分で訂正せずに住民課にご連絡ください。

『限度額適用認定証』は毎年更新が必要です

『限度額適用認定証』の有効期限は7月31日です。必要な場合は忘れずに申請をしてください。

事前に「限度額認定証」を申請し、医療機関に提示することにより、入院や高額な外来診察を受ける際に自己負担限度額までの支払いで済みます。

◎必要なもの ・保険証 ・マイナンバーカード

～所得申告がお済みでない方へ～

国民健康保険税が軽減にならない、医療費の限度額が高額になる場合があります。お忘れの方は、必ず所得の申告をしてください。

住民課（国保係） ☎ 55-3112

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

①国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

②外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

後期高齢だより

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から被保険者証が新しくなります。

現在お使いの被保険者証（ピンク色）は、令和5年7月31日で有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

8月1日からは7月下旬に交付する新しい被保険者証（オレンジ色）をご使用ください。

※期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。

住民課（国保係） ☎ 55-3112

国民年金だより

知っていますか？ 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由により保険料を納めることが難しい方が、保険料を「全額免除」、「納付猶予」または「一部免除」することができる制度です。

保険料を未納のままにすると、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますのでお早めに申請をお願いします。

※免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

※納付猶予の場合は年金の受給資格には反映されますが、年金額には反映されません。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

納付猶予…保険料を納付猶予

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
保険料	0円	4,130円	8,260円	12,390円

一部免除の場合は、免除されていない部分の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

申請期間	当該年の7月から翌年6月まで ※申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請が可能です。
申請先	平田村役場またはお近くの年金事務所で手続きが可能です。

ご不明な点は平田村役場また郡山年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434